

## 重点課題

自己評価

部分達成

## 【救急医療体制等（地域医療）の充実】

## 健康医療部長セルフレビュー（自己点検）

## 課題意識

府民の安全安心な暮らしのためには、救急医療体制をはじめとする地域医療の充実が切実な課題と認識。このため、根幹の問題となる医師確保に取り組みつつ、地域の実情を踏まえた医療体制の整備に努める。また、府民と課題を共有し、救急医療の適正利用への理解も促進していきたい。

21年度の取組成果と分析 主に、次の3点を目標に重点化した取組を行った。

## 救急医療などの医療提供体制の充実

【主な取組】二次医療圏ごとに検討を進め、疾患別の患者受入体制を順次立ち上げ。産婦人科における未受診妊産婦等への対応も構築等。

【結果分析】重症者の救急搬送における「受入までの医療機関への照会回数」については減少できなかったが、「救急車の現場滞在時間」は短縮。産科・周産期傷病者については、医療機関照会回数、現場滞在時間ともに減少傾向。新型インフルエンザの影響による総搬送件数の増加や医師不足など医療を取り巻く環境は依然厳しい中、取組の成果は一定表れつつある。

## 救急医療に対する府民理解の促進

【主な取組】9月の救急医療週間を中心に、重症者が優先となる救急医療に対する理解を深め、緊急でない場合には通常の診療時間内受診を求めるなど、企業等の協力を得ながら啓発を実施。

【結果分析】緊急性が低い軽症者が救急搬送人員に占める割合を指標としているが、現時点では救急搬送の統計数値が出ていないため、数値判明後に分析予定。

## 府内拠点医療機関の医師確保

【主な取組】医師確保のための修学資金等の貸与

【結果分析】目標貸与者数30名に対し23名に留まった。特に救急分野の希望者が少ない状況。

## 評価と今後の対応

指標の一部は達成されていないものの、取組の成果は一定表れつつあるため、部分達成としている。今年度は、より円滑かつ適切な救急搬送患者の受入れを目指した改正消防法に基づく検討を進め、地域医療体制のさらなる充実を目指す。一方で、大量の薬物やアルコール摂取を伴う患者等の状況が、救急患者の受入れ全般に影響を与えていることから、指標改善へ向け、福祉部門との連携も視野に入れた取組について検討を進める。

また、府としてできることとして、大学や病院等と連携しながら修学資金等の効果的な活用を行うとともに、魅力ある勤務環境づくりなどの医師確保の取組を講じていきたい。

なお、救急医療体制（地域医療）の確保のためには、診療報酬による十分な措置や、医師不足に対する抜本的な対応が必要であり、国に対し引き続き対策を求めていく。

## 平成 21 年度の実施状況

〈その実現に向けて、今年度何をするのか？～施策推進上の目標〉

マニフェストの内容	取組結果・実施状況
1 救急搬送における患者の受入体制の強化 受入困難疾患等に対応する二次医療圏協力病院への支援	・府内の二次医療圏(8圏域)中、泉州・南河内・堺市医療圏において、当番制による体制を確保。現在、事業検証を継続的実施。 ・消防と医療の連携の推進による救急医療体制の充実を図るための「改正消防法」に基づく実施基準について、平成 21 年 10 月より検討中。22 年秋を目途に策定。(同基準に基づく体制確保について必要な事業予算を確保)
2 ドクターヘリの有効活用(共同利用、活用事例検証)	・ドクターヘリの広域的活用を実施(平成 21 年 3 月:和歌山県、4 月:奈良県) ・適応症例検討会の開催(平成 21 年 8 月) ・複数傷病者発生時の活用について検討会を開催(3 回) ・消防職員に対する啓発を実施
3 産婦人科の救急搬送受入体制の整備(かかりつけ医のない妊産婦など)	・当番制による体制確保を平成 21 年 7 月より実現。現在、事業検証を継続的実施。

4 救急医療に関する理解を促進(啓発事業等の展開)	・啓発用 DVD、パンフレット、ステッカーなどを、各種団体を通じるなど様々な機会を捉え、配布・活用を呼びかけ。また、民間企業等の協力により、サッカー場や野球場において DVD 放映を実施。
5 医師確保のため、修学資金等貸与制度の創設 募集定員 30 名、救急・周産期医療分野対象	・23 名の学生・臨床研修医に対し、貸与を実施。

《その取組により、何をどのような状態にするのか？～アウトプット》

マニフェストの内容	取組結果・実施状況
1 重症者の救急搬送において受入れまでに要した医療機関への照会回数減(4 回以上要した件数を対前年比 10%削減)	・4 回以上要した件数 H20:891 件 H21:963 件 (対前年比+8.1%) 指標とした照会回数については減少できなかったものの、現場滞在時間が短縮されるなど取組の成果が一定表れつつある。 (参考) ・30 分以上要した件数 H21:520 件 H21:482 件 (対前年比 7.3%) <産科・周産期傷病者搬送> ・医療機関照会回数 4 回以上 H20:146 件 H21:107 件(対前年比 26.7%) ・現場滞在時間 30 分以上 H20:127 件 H21:117 件(対前年比 7.9%) (総務省消防庁「救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査」より)
2 救急搬送人員数における軽症者数の対前年比 5%削減	<数値公表は「大阪府消防統計」集計時> H22 秋ごろ予定
3 修学資金貸与制度に係る貸与者数 30 名の実現(100%貸与)	・23 名の学生・臨床研修医に対し、貸与を実施。〔産婦人科 11 名 小児科 10 名 救命救急センター 2 名〕

《その取組により、何をどのような状態にするのか？～アウトカム》

マニフェストの内容	取組結果・実施状況
「救急医療体制」について、府民や関係者の「満足度」や「認知度」を高めます。 (例) ・「“救急医療体制が充実した”と実感する関係者(救急医療や消防関係者)の割合」 ・「大阪救急ナビを知っている」と答える府民の割合」 ・「救急、周産期医療分野における府内拠点医療機関の医師不足が改善されてきたと感じる医療関係者の割合」	今年度実施の府民意識調査等の結果： ・“救急医療体制が充実した”と実感する関係者(救急医療や消防関係者)の割合 20% 次回関係者へのアンケート調査時(近日予定)に、充実したと実感する割合を 1.5 倍(30%)に増やす。 ・「大阪救急ナビを知っている」と答える府民の割合 9.5%(H21.9) 府民の認知度を約 2 倍(20%)まで引き上げることを目指すも、H22.4 再調査では 12.8% (3.3%上昇)。

## 【がん医療の充実】

部分達成

## 健康医療部長セルフレビュー（自己点検）

## 課題意識

死亡原因順位 1 位のがん。相談、診断、治療・緩和ケアまでの一貫したがん医療体制を構築し、がん医療水準の向上を図り、府民の健康長寿をめざしていきたい。

21 年度の取り組み成果と分析 がん医療の充実を目的に、主に、次の 3 点に重点化した取り組みを行った。

## がん診療拠点病院の機能強化

【結果分析】診療体制の整った質の高い治療を提供できるがん診療拠点病院を着実に増やし（H21 年度当初:38 病院 H21 年度末：50 病院）、府民が早期に適切な治療を受けることができる体制を整えることができた。がん診療拠点病院で治療を受けた患者数（がん登録）は目標値を大幅に上回る結果であり、引き続き、がん登録の推奨と分析を通じ、府内のがん医療の向上と精度管理に努めていきたい。

## がん診療拠点病院における相談支援機能の充実

【結果分析】指標とした 38 のがん診療拠点病院の相談支援センター又は相談窓口において目標値を大幅に上回る相談件数があり、患者の不安を解消し質の高い治療につなげる環境が整ってきたとみている。一方、の指標といえる「がん診療拠点病院について知っている府民の割合」については、再調査時点で横ばいであるため、今後も効果的な広報に努めていきたい。

## 緩和ケアの推進

【結果分析】緩和ケアの研修修了者数（累計）で全国 1 位であるが、H21 の目標値には至らなかった。多忙な医師に対して、如何に「治療段階から一貫して必要となる緩和ケアの大切さ」をアピールできるかがポイントと考える。

## 評価と今後の対応

指標の一部が達成されたため、部分達成としている。がん医療の中核をなす成人病センターについては、建替えに係る基本構想を策定し、機能強化に向けて大きく前進。がん診療拠点病院も着実に整備し、相談件数も伸びていることから、相談を通じ、患者が早期かつ最良の治療を受けることができる環境が整備されていると評価。緩和ケアの推進についても、多忙な医師が研修を受けやすいよう工夫をこらしながら進めていく。がんによる死亡者数減少については、今後の統計結果を待って評価していく。

がん対策には、予防、早期発見、治療の3本柱が重要であるため、「たばこ対策」、「検診受診率の向上」なども平成22年度の重点課題として認識し、がん医療の充実と併せ、府民運動として、啓発その他の取組みを展開していく。

## 平成21年度の実施結果・実施状況

《その実現に向けて、今年度何をするのか？～施策推進上の目標》

マニフェストの内容	取組結果・実施状況
1 がん診療拠点病院(38病院)の機能強化 診療体制、相談支援など質の高い医療提供 府立成人病Cの建替えの具体化も含めた機能強化	・がん診療拠点病院(50病院)の整備 (平成22年3月31日付けで12病院を新たに指定) ・府立成人病Cの建替え及び機能強化に向け、「大阪府立成人病センター整備基本構想」策定(H22.3)
2 がん診療拠点病院における相談支援機能の充実 相談支援を受ける体制づくりを推進	・府内全がん診療拠点病院(50病院)に相談支援センター又は相談窓口を設置
3 緩和ケアの推進(初期段階から実施) 身体的、精神的、社会的等の苦痛軽減を図り、患者の生活の質を向上	・緩和ケアに携わる医師を対象とし、国が定めるプログラムに準拠した研修会(2日間)を26病院で実施(H21.4～H22.3)

《その取組みにより、何をどのような状態にするのか？～アウトプット》

マニフェストの内容	取組結果・実施状況
1 がん診療拠点病院で手術などの治療を受ける患者数の増加(約10%増) H20:約27,600件(地域がん登録届出件数) H21:約30,000件へ	・届出件数 59,718 件(H21.4～H22.3) *平成21年度は、大阪府がん診療拠点病院の指定に当たり、院内がん登録を実施すること及び府にデータ提供することを指定要件としたことなどにより、届出件数が急増した。(平成22年3月31日付けで新たに指定した12病院分を含めると63,874件)
2 がん診療拠点病院における相談件数の増加(約10%増) H20推計:約27,000件 H21:約30,000件へ	・相談件数 49,166 件(H21.4～H22.3)
3 緩和ケア研修受講医師数の増加(H21:2,500人) H24年度まで1万人受講へ(府内医師数2万人の約半数)	・国指定プログラム準拠研修修了者 H21:662人 ・平成21年度の国指定拠点病院が実施した研修の修了者(1,663人) 計:2,325人 *平成20年度からの国指定プログラム研修修了者累計は、790人(H22.2.28現在)。全都道府県で1位。

《その取組みにより、何をどのような状態にするのか？～アウトカム》

マニフェストの内容	取組結果・実施状況
がん医療の充実について、「がん診療拠点病院の認知度」の向上や「がんの年齢調整死亡率[解説6]」の改善を目指します。 (例) ・75歳未満「がん年齢調整死亡率」93.6人以下 ・「がん診療拠点病院について知っている府民の割合」	H21年度実施の府民意識調査等の結果: ・がん診療拠点病院について知っている府民の割合 18.7% (H21.9) 府民の認知度を25%までに向上を目指すも、H22.4再調査では17.6%( 1.1%) ・がん年齢調整死亡率95.9(H20 44位 国立がんCがん対策情報C調べ) H21では、75歳未満「がん年齢調整死亡率」を93.6以下(H22夏公表見込み)を目指します。